

研究動向

教育制度学における近年の研究動向

—— 日本教育制度学会における研究活動を中心として ——

藤田 晃之*

Teruyuki FUJITA

はじめに

中央教育審議会が、いわゆる「四六答申」（「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（1971））において、明治初期と第二次大戦後に行われた教育改革に次ぐ「第三の教育改革」を標榜した包括的な教育改革案を提示したことは広く知られている。しかし、その後しばらくは、教育改革が目指すべき方向性とその理念をめぐる議論が先行し、抜本的教育改革が急進する状況には至らなかった。ところが1980年代半ば、教育刷新委員会に次ぐ戦後2度目の内閣直属の調査審議機関として臨時教育審議会が設置され、当該審議会が矢継ぎ早とも言うべきスピードを伴って多岐にわたる教育改革案を提示し、政府がその多くを短期間のうちに実施に移す手法を採ったことは、今日に至る大きな教育改革のうねりの契機になったと言えよう。例えば、戦後の単線型学校体系を象徴する「六・三・三制」ですら、1990年代末から進展する中高一貫教育や小中一貫教育の導入により、もはや全国一律の学校段階区分としては通用しない状況を迎えている。さらに、「戦後の民主的教育体制の確立と教育改革の実現にとって最も重要な意義を持つものは『日本国憲法』とこれに続く『教育基本法』の公布である」（文部省『学制百二十年史』）と言われた教育基本法さえもが、2006年4月の閣議決定から12月の公布・施行という急展開のうちに改正されたことは、激動の教育改革を象徴するできごとであった。戦後、長い間、所与の前提とされてきた教育制度そのものが、今、大きく変貌を遂げつつある。

このような急速かつ大規模な教育制度改革が進展する日本において、「これらの制度改革は政策主導となり、研究の裏付けを欠き、一貫性を失い、人々に不合理な人生を強いることになりがち」であるとの危機感を抱き、研究上においても

*筑波大学大学院人間総合科学研究科

「旧来の枠にとらわれた教育制度論では、実践的にも理論的にも対応できない」として、1993年に設立されたのが日本教育制度学会である（設立趣意書より）。本稿では、同学会紀要『教育制度学研究』に掲載される論文・報告、とりわけ紀要における特集テーマ論文を中核的な対象としつつ、激動の教育制度改革が進展する中での教育制度学研究の動向を整理して、その特徴を明らかにし、その上で、今後の研究課題をめぐる考察を試みたい。

1. 紀要創刊号における議論

日本教育制度学会紀要『教育制度学研究』創刊号は、「教育制度研究の課題を探る」を特集テーマとして掲げ1994年10月29日に公刊された。当該創刊号は、その巻頭に、前年11月に開催された学会創立記念シンポジウム「教育制度研究の課題を探る」の録音に基づく再現を収録し、これに続いて、「教育制度研究の課題を考える」との共通テーマの下に寄稿された6本の論文を掲げている。以下、シンポジウム提案者、寄稿論文のタイトル・執筆者を挙げよう。

1 創立記念シンポジウム「教育制度研究の課題を探る」

提案者 高倉翔（日本教育行政学会会長）／中留武昭（日本教育経営学会理事）／永井憲一（日本教育法学会会長）／天野郁夫（日本教育社会学会会長）／川野辺敏（日本比較教育学会会長）／真野宮雄（日本教育制度学会会長）

2 特別寄稿論文「教育制度研究の課題を考える」

教育制度研究の意味を問う・下村哲夫／「制度」概念の検討を中心として・新井郁男／教育制度研究の対象と課題・平原春好／教育制度研究の対象と方法・市川昭午／福祉の視点から見る教育制度・一番ヶ瀬康子／生涯学習と学校制度の研究課題・金子照基

本創刊号における議論の最大の特質は、いずれの論者も共通して、教育制度学研究がその中核として措定すべき研究対象・研究方法とは何かという点に焦点を当てている点であろう。例えば、高倉は、教育行政学と教育制度学との相互関係について「教育行政というのは手段であって、学校教育それ自体が目的である」とした上で、学校教育制度を直接の研究対象とする教育制度学の進展が「目的と

手段の関係というものをもう一度見直していくという一つのインパクトないしは契機を与えてくれるのではないか」との期待を寄せている。また、永井や平原は、「社会的に公認された教育組織」として教育制度を捉えた場合の「公認」の条件を何に求めるかという根源的問いをめぐるこれまでの議論を整理し、教育制度学と教育法学の共通課題を見いだしている。さらに、天野、市川、新井は、教育制度学が対象とし、またその基盤とする「制度」概念を問い直し、それを institution (organization) とした場合と system とした場合の差異と両者の関係性等について問題を提起しつつ、特に市川はこれまでの教育制度学分野における基礎概念の未成熟とそれを助長してきた基礎的・理論的研究の脆弱さを指摘している。

教育制度学の研究課題をめぐるこれらの指摘は、学術研究領域としての教育制度学の固有性をどこに求めるのか、さらには、教育制度学のレゾンデートルとは何かを問うものであったと言える。

ここで、シンポジウムにおいて最終提案者となった真野（教育制度学会会長）による次の指摘に注目しよう。真野は「これまでの教育制度研究では、その研究対象のとらえ方や研究方法の適用の仕方等におきまして、一定の課題のもとに総合的なアプローチを試みることがなかなか困難でありました」として専門学会設立の必要性を指摘しつつ、「教育制度研究における重要な研究目標の一つには、現代教育制度改革の課題を明らかにして、理想とする教育制度像とそれを実現するための諸条件の具体的な分析を行うべきことが挙げられています」と述べる。その前提に立って、現代教育制度改革に作用する「国家的社会的要請」と「人間的要請」が時に拮抗する現実を踏まえ、「教育を受ける人間の教育意志や学習要求の保障を目指すような『教育の人間化』への社会的な承認と、「人間的要請に基づく教育内容主導による教育改革」への期待を示し、「何よりも人間の成長発達過程に基づいた教育＝学習体系の実現を保障する方策としての、その生涯学習体系への移行の可能性が検討されなければならないのであります」と指摘している。真野は、生涯学習体系（及び、それへの移行可能性）こそが、教育制度学において今後求められる重点的研究対象であると強く打ち出したのである。

2. 紀要第2号、第3号にみる特集テーマの焦点

紀要創刊号におけるこのような真野の指摘は、紀要第2号において具体的展開を見せる。1994年の第2回大会シンポジウムのテーマが「生涯学習社会における

学校制度のあり方」とされ、翌年公刊された紀要第2号では当該シンポジウムを受けて「生涯学習社会における学校制度のあり方を問う」との特集テーマが掲げられた。特集テーマ論文として、森隆夫「生涯学習時代(社会)における学校制度」、平沢茂「生涯学習社会における学校制度のあり方を問う」の2本が掲載され、生涯学習社会における学校には「①生涯学習者の育成、②成人の随時学習に対する援助、③リカレント教育機関としての機能(平沢による記述)」が期待されるという点において、森・平沢双方に共通した指摘が見られる。

また、本号にはシンポジウムにおける提案者(鈴木正幸・二宮皓・見城慶和・寺田孝行)、それぞれ自らの提案をダイジェストした論文を掲載しているが、とりわけ二宮の指摘が興味深い。二宮は国際比較研究の成果をもとに、「伝統的に教科中心の教育課程を基本」としてきたヨーロッパ大陸諸国の学校教育において、人間性・社会性の涵養に直接働きかける「特別活動的な分野」が積極的に組み込まれるようになってきている傾向を具体的に指摘し、「学校時間の延長傾向」も世界的趨勢となっていると述べ、日本における「生涯学習体系論議」において「学校依存、学校の役割の肥大化というネガティブな側面から否定的に捉えられ、学校の役割を見直し、時間的あるいは機能的に学校をスリム化すべきである」という議論が正当性を得ている」とこととの違いを指摘している。その上で、アメリカの学校で「イヤーラウンド型学校(夏期休業等の長期休業期間の短縮化を伴う周年型学校・引用者注)」や「フレックス制」の導入が進展し、生徒による学習時間の選択を積極的に許容する流れが見られる事実を挙げ、マルチメディアあるいはハイパーメディアの導入によって「時間と場所というキー概念で子供を囲い込むような近代の学校観では通用しなくなる」との将来予測を提示している。このような環境の変化のただ中にあるからこそ、学校は学習者に「居場所」を提供し、一人ひとりの「自尊感情」が充足される場としての社会的役割を果たすべきであるというのが二宮の主張である。

このような議論を踏まえ、紀要第3号においては「学校教育における選択の自由」が特集テーマとされ、江幡裕「学校教育における「選択の自由」—高等学校におけるその動向を中心に—」、山村滋「イギリスにおける学校選択の自由化に関する実証的研究—エイヴォン県(County of Avon)の中等学校入学者数の構造的変化と問題点—」が特集テーマ論文として掲載された。また、「学校選択の自由」をテーマに掲げた第3回シンポジウムにおける提案者論文としては、窪田真二

「学校選択の自由と義務教育法制—比較教育の観点から—」, 大脇康弘「学校選択の多元化と制度的保障—高校教育改革の最前線での探求—」, 豊福保成「中学校の進路指導と学校選択の自由」が掲載されている。

まずここでは、義務教育段階における学校選択の自由をめぐり、江幡、窪田が共通して、学校選択の議論が義務教育段階を含めてなされるべきと指摘している点に注目したい。江幡は「選択の自由」が日本においても「学校制度を根本から改革する際の戦略的な理念」として形式的には提示されているとした上で、アメリカにおいて『「学校選択の自由」の実現という目標は『学校参加』の要求と対抗的な関係の下で、学校改革を性格づける基本的な理念とされてきている」と述べ、イギリスにおいても「親の学校選択の拡張は、親の学校経営参加、地方教育当局の権限の削減、中央政府の権限強化などと並んで中心的な目標課題とされている」として、義務教育段階における学校選択のあり方をめぐる議論の蓄積が乏しい日本の状況との差異を明らかにしている。窪田は、「学校選択の自由をめぐる議論は、親がその義務として子どもの教育を行う場をその責任において決めることであり、学校という場を選ぶところから始まる」というイギリスにおける学校選択制度原理を浮き彫りにし、「学校を選ぶという具体的な行為を通じて親が自らの責任を明確に認識し、学校への積極的な関心を啓発される」として、同国における学校選択と学校経営参加との循環的な関係を具体的に示した。

ここで、江幡の次の指摘は重要であろう。江幡は「選択の自由」とセットになって「多様化」「個性化」が進展する高校段階において「格差序列のメカニズム」が顕在化していることを踏まえ、「『自由』『多様』『選択』といったキーワードの持つ肯定的な側面が極端に拡大されることとなって、実際の改革政策の卑小・矮小さにカバーが掛けられることとなった」とし、今日、「画一・単一の打破という『相対善』が『絶対善』としてイデオロギー化」されており、「弊害の打破のためには能力主義的な競争の原理を批判し、克服することが必須であるにもかかわらずそれを不問にしたまま、斬新・画期でありつつも虚偽・幻想である『自由』『選択』といったキーワードでもって改革を展開しようとした」と教育政策への強い批判を提示しているのである。江幡の指摘は、教育制度学研究における義務教育段階の学校選択をめぐる議論の不足が、結果的に学校選択が内在する本質的問題の究明を遅延させ、その隠蔽すら助長してきたとする鋭い批判としても解釈できる。

3. その後の特集テーマ論文にみる研究の動向

創刊号から第3号まで、紀要特集テーマと大会シンポジウムのテーマとの間には緊密な連関性は確認されたが、第4号以降その流れに変更が見られる。新たな紀要編集委員会の発足や、大会実行委員会の自律的創意工夫の尊重などがその要因の一部であろう。また、第4号「編集後記」に記されるとおり、特集テーマ論文については、「そのテーマに関する視野広い重厚なあるいは鋭い提起など、可能な限り多くの論稿を所収し、制度学会の（役職に拘らぬ）英知の結集と議論の活性化・発展を図る」という方針が新たにとられている。

以下、創刊号以降最新号（第14号）までの「紀要特集テーマ」「大会シンポジウムテーマ」「大会・課題別セッションテーマ」を一覧として整理する。ここで大会時における「課題別セッションテーマ」を包含した理由は、①日本教育制度学会には「課題研究担当理事」が置かれ（会則第6条）、②「課題研究」は会員の意見聴取に基づき理事会が原案を作成し、総会において審議・決定されるという公的な性格をもち（役員選挙規定第9条）、③「課題研究担当理事」は大会時に課題別セッションを企画することが慣行的な努力目標とされている、という3点に求められる。「課題別セッション」は会員による自由企画も含まれるものの、学会としての研究動向の一角を知る手がかりとなろう。

日本教育制度学会紀要『教育制度学研究』各号にみる「特集テーマ」「大会シンポジウムテーマ」「大会・課題別セッションテーマ一覧（創刊号～第14号）」

号	紀要特集テーマ	大会シンポジウムテーマ	大会・課題別セッションテーマ
創刊号 1994	教育制度研究の課題を探る	教育制度研究の課題を探る（創立記念シンポジウム）	—
第2号 1995	生涯学習社会における学校制度のあり方を問う	教育制度研究の課題を探る（創立記念シンポジウム）	(1)教育制度の歴史的研究 (2)看護教育における制度的課題 (3)学校管理職養成の制度化の可能性と課題(その1) (4)高校教育改革の課題と制度上の課題 (5)教育制度研究における法的アプローチの意義・限界と課題

号	紀要特集テーマ	大会シンポジウムテーマ	大会・課題別セッションテーマ
第3号 1996	学校教育における「選択の自由」	学校選択の自由	(1)学校管理職養成の制度化の可能性と課題(その2) (2)看護教育制度における専門学校の位置 (3)高校教育改革の現状と問題点 (4)教育制度研究における法的アプローチの意義・限界と課題(その2)
第4号 1997	人間社会の展望・課題と教育制度改革研究	六三三制の五十年—学制改革の可能性—	(1)学校管理職養成の制度化の可能性と課題(その3) (2)高校教育改革における制度上の課題—総合学科をめぐる— (3)高等教育制度における看護学教育 (4)高等教育改革試論
第5号 1998	変革期における学校教育制度の課題—“46答申”以降の検証と21世紀への課題—	教育制度の「弾力化」を問う	(1)高等教育制度の歴史的研究 (2)高校教育制度改革の現状と問題点—総合学科における教育課程運営— (3)高等教育セクターに対する資金調達の未来—国立大学の民営化論を出発点として—
第6号 1999	大転換期の〈教育制度〉改革—〈教育制度〉をめぐる〈関係性〉を問う—	中高一貫制の方向を探る	(1)教育行政制度の歴史的研究 (2)高等教育機関の評価システムの確立に向けて—高等教育機関に対する資源の効果的分配を視野において— (3)高校教育改革における制度上の課題—総合学科における進路指導・学習の挨証—
第7号 2000	教育制度における公共性の変容と質の確保	高校教育改革は成功するか	(1)高校教育制度改革の課題 (2)大学が法人によって運営されることの意味 (3)教育行政・学校運営制度改革をめぐる
第8号 2001	あらためて学校教育制度の意義を問う—義務教育段階の検討を中に—	学校の自主性・自律性の確立と特色ある学校づくり	(1)高校教育制度改革の課題—総合学科の検証— (2)高等学校における教育課程改革の現状と課題 (3)制度としての学校選択 (4)外部セクター方式による学校評価

号	紀要特集テーマ	大会シンポジウムテーマ	大会・課題別セッションテーマ
			の実施方略と実行システム(その1) (5)マイノリティーの学習権阻害状況—学習権論再論—
第9号 2002	揺らぐ教育の機会均等—教育制度における「優秀性」を問う—	大学と地域との連携	(1)学習権論再論 (2)高校教育像の史的展開—課題と方法— (3)大学ユニバーサル化時代の新しい教育接続—アメリカの事例を中心に— (4)教育課程改革期における高等学校教員研修の現状と課題—総合的な学習の時間に関する研修を基本的視点として—
第10号 2003	諸外国における教育制度改革の争点を問う	教育改革の原理を問う	(1)学習権論再論(その2) (2)高校教育像の史的展開(その2)—大衆型高校像による制度の創出と修正— (3)外部セクター方式による学校評価の実施方略と実行システム(その2)—支援と知恵を巻き込む学校組織開発へ— (4)高等学校教育課題改革における価値構造の変容に関する検討 (5)学校の組織変革における協働・連携をめぐる課題
第11号 2004	教育制度のアーティキュレーションを問う	これからの学校・学校制度はどうなるか	(1)教育制度改革と学習権 (2)幼保一元化を考える—地方自治体での改革動向を踏まえて— (3)教員人事評価システムの特質と課題 (4)地域教育計画の理論的課題 (5)高等学校教育課程改革における価値構造に関する研究
第12号 2005	義務教育制度の分権化・弾力化問題を問う	「義務教育」のあり方をあらためて問う—いわゆる「公共性」をめぐって	(1)教育制度改革における学習権問題(その1) (2)幼保一元化を考える(その2)—教育制度論的課題の検討—

号	紀要特集テーマ	大会シンポジウムテーマ	大会・課題別セッションテーマ
			(3)高等学校と高等教育機関並びに企業との連携の意義と課題 (4)わが国における大学評価の到達点と課題 (5)諸外国における教員人事評価の今日の特徴と展望 (6)地域教育計画の理論的課題(その2)—制度機構の再編動向に焦点をあてて—
第13号 2006	教育基本法改正案の意義を考える(※「教育改革への提言集」第5集特集テーマ)	学校とマスコミの間にある距離—お互いの実像の「理解」から“学校”と“報道”の課題を探る—	(1)「質の高い学校」(quality school) づくりのための条件と持続メカニズム (2)成人学習領域における公共管理システムの比較分析 (3)幼児教育の公的責任を考える (4)教育制度改革における学習権問題(その2)
第14号 2007	—	教育制度改革をめざす“学校力”“教師力”“人間力”を考える	(1)生涯学習施策における公共セクターの転換—行政改革・財団・NPO— (2)義務教育における“愛国心教育”を考える—日米欧比較を通じて— (3)保育施設における親支援—その課題と可能性を探る—

続いて、第12号まで継続した「特集テーマ」とその下で掲載された「特集テーマ論文」のタイトルの一覧(第4号以降分)を以下に示す。

○第4号：特集「人間社会の展望・課題と教育制度改革研究」

桑原敏明「一人一人の能力・適性に応じた教育制度改革の研究課題」／森隆夫「社会変化と教育制度」／小林順子「多文化社会における学校教育制度の課題—言語問題と宗教問題を中心とした一考察—」／渋谷英章「社会のグローバル化と教育制度—人権と開発の統合という視点から—」／津曲裕次「『高齢化社会』をめぐる問題」

○第5号：特集「変革期における学校教育制度の課題—“46答申”以降の検証と21世紀への課題—」

下村哲夫「義務教育観の転換」／三上和夫「義務教育制度の変容—教育制度の体系と教育意識の共変—」／藤澤健一「教育制度論における問題図式の起点—中教審1971年答申をめぐる後期中等教育制度論に関連させて—」／池田輝政・沖清豪「高等教育改革の課題と展望」／藤井佐知子「中高一貫教育に関する一考察」

- 第6号：特集「《大転換期の〈教育制度〉改革》—〈教育制度〉をめぐる〈関係性〉を問う—」

中留武昭「学校と学校外の教育をめぐる関係性の吟味—開かれた連携と協働に焦点をあてて—」／笹森健「子どもの現状が問うているもの」／亀井浩明・佐藤晴雄「教師・学校管理職に問われること—教育における関係性に関する一考察—」／宮腰英一「学校運営と教育行政機関との関係性を問う」／三輪定宣「教員養成をめぐる関係性を問う」／南澤信之「公立中高一貫校設置の動向と意義に関する一考察」

- 第7号：特集「教育制度における公共性の変容と質の確保」

渋谷英章「基礎教育の普遍化における NGO の機能—教育の公共性という視点から—」／高橋寛人「公立大学をめぐる政策に関する史的考察」／結城忠「私学の自由と公共性の法的構造」／井深雄二「教育の公共性の再構築と私事の組織化論」／沖清豪「イギリスの教育行政機関と高等教育機関の関係性—非省庁型公共機関（NDPB）の機能と大学評価—」

- 第8号：特集「あらためて学校教育制度の意義を問う—義務教育段階の検討を中心に—」

清水一彦「学校教育制度におけるアーティキュレーションの問題—課題意識の変容と教育課題—」／大桃敏行「参加型学校改革—親子間の距離の縮小と多様性の承認—」

- 第9号：特集「揺らぐ教育の機会均等—教育制度における「優索性」を問う—」
黒崎勲「『教育の機会均等』政策の変容—公立学校制度の限界—」／成松美枝「学校選択制における私立学校問題—米国・ミルウォーキー市のヴァウチャープログラムの事例を通して—」／三上和夫「教育改革における市場と区域—「経済特区」をめぐる教育論争—」

- 第10号：特集「諸外国における教育制度改革の争点を問う」

沖清豪「イギリスにおける中央集権的視学・観察制度の機能変容」／佐々木

司「現代アメリカ教育制度研究の課題と方向性—「外制度」による呪縛を超えて—」／藤井佐知子「反市場主義の教育改革—フランス公教育の伝統と変容—」／嶺井正也「イタリア中道右派政権・モラッティ教育改革に関する一考察」／仲田陽一「現代中国の初等教育改革と“隠れた争点”—西部・少数民族貧困県からの視点—」

○第11号：特集「教育制度のアーティキュレーションを問う」

猿田真嗣「生涯学習機関としての大学—大学教育の拡張と体系化に関する一考察—」／背戸博史「学校教育と生涯学習の接続を考える」／元兼正浩「人事交流による校種間接続の可能性と課題—小・中連携に焦点をあてて—」

○第12号：特集「義務教育制度の分権化・弾力化問題を問う」

猿田真嗣「生涯学習機関としての大学—大学教育の拡張と体系化に関する一考察—」／中嶋哲彦「義務教育制度の規制改革と地方分権改革—教育人権保障と教育自治の視点から—」／葉養正明「義務教育制度改革論の文脈と課題」／前原健二「PISA 以後のドイツにおける学校制度改革の展望—『地域共通学校』の提唱と新しい学習論—」

上の整理によって浮かび上がる教育制度学の研究課題上の焦点をめぐっては、①紀要創刊号で真野宮雄が指摘したとおり、進展する教育改革そのものの特質と課題の解明に向けた研究が中核とされる中で、②教育制度の基礎原理として措定されてきた「公共性」「アーティキュレーション」の諸相と今日的課題をめぐるとの分析が集中的になされ、③とりわけ学校教育制度の根幹をなす義務教育改革に強い関心が向けられているという点が指摘できよう。また、その一方で、それぞれの特集において、当該テーマを総括的に論じる論考よりむしろ、テーマに直接的に関連した特定の領域あるいはトピックに限定した分析的な研究が増えてきていることも特徴的である。

5. 『教育改革への提言集』の刊行とその影響

創刊号以来第12号まで継続してきた紀要各号における「特集テーマ」は、第13号以降廃止されている。その経緯については、第13号「編集後記」において次のように説明される。「その趣旨（「特集テーマ論文」欄の廃止の趣旨・引用者注）は、本教育制度学会の重要な企画である『教育制度改革への提言集』を一層充実

させ、継続的な刊行を確保する方策として、この『提言集』を今後「特集テーマ方式」方式で編集していくこととし、(中略)今日的な研究課題や改革課題に対して教育制度研究の側から積極的に発言・提言・批判を進めるといふ本学会の従来からの基本方針をいっそう拡充することを意図してのことです。

ここで言われる『教育制度改革への提言集』とは、「本教育制度学会創立10周年記念事業として、現下の教育改革に対する学会員の提言を集録」することを目的に2002年12月に創刊され、「本提言集は、会長の呼びかけに応じて、会員各自の発意に基づいて、①わが国の教育改革にとってここが一番必要だ、②進行中の教育改革はこの点が一番問題だ、③教育改革を進める前にこの観点を議論すべきだ、④改革事項の世界的動向を調べるべきだ、などの提言を収めたもの」としてスタートした(第1集「はじめに」より)。

その後、2005年の第4集からは編集方針が次のように改められている。「これまでの3巻は、会員の、いわば『自由発題』方式によって、本誌は編集されてきました。4年目の『提言集・4』より、すこし方針を変え、いわば『特集方式』を加味することとしました。つまり、会員の『自由発題』ではなく、理事会の議論によって選定した『特集テーマ』にそって提言を募集し、収録するという方式です」。これを受け当該第4集では、いわば「移行期」として「改革はここから」がテーマとされ、会員からの投稿による各種の教育改革案が掲載された。そして2006年の第5集において「教育基本法改正案の意義を考える」との特集テーマが設定され、同時に紀要第13号から「特集テーマ論文」欄は廃止されることとなったのである。

当該『教育改革への提言集・第5集』における「第1部 教育基本法改正案の意義を考える」に掲載された論文は以下の通りである。

桑原敏明「教育基本法改正案と今後の日本の教育—改正は日本の教育を悪化させ、日本を衰退させる—」／坂田仰「教育基本法改正案『愛国心』条項の意味—国旗国歌法のインパクトを素材として—」／岩橋法雄「教育基本法改正—教育行政について—」／中嶋哲彦「教育基本法『改正』と地方教育行政の危機」／鈴木正幸「教育基本法は世界教育史の遺産である」

これらの論文タイトルが示すように各論文は政府が提示した教育基本法改正案に対する批判を提示するものであり、これらの論文には「日本教育制度学会設立趣意書」が指摘するとおり「政策主導となり、研究の裏付けを欠いた教育基本

法改正への警鐘をならすという極めて高い意義がある。

また同時に、教育改革に対する具体的対案を学会として提示する姿勢は、教育学関連諸学会が今後目指すべき一つの方向性を示すものとも言えよう。例えば、イギリスの劇作家ジョージ・バーナード・ショーが残した言葉をもとにして、アメリカの司法長官も務めたロバート・ケネディーが好んで使っていたと言われる一節がある。「Some men see things as they are and say why. I dream things that never were and say, why not.」——「人は厳しい現実と直面し、なぜこうなってしまったのかと嘆く。しかし私は、私は未だ実現されていないことを夢見て、その実現のために何とかしようじゃないかと一歩前に踏み出す道を選びたい。」この言葉は、ケネディの先取的な姿勢を雄弁に物語っており、聴く者を鼓舞する力強さにみなぎっている。日本教育制度学会の『教育制度改革への提言集』にも同様の姿勢を読み取ることが十分にできる。政策を所与の前提として傍観あるいは悲観するのではなく、政策形成それ自体にむけて積極的に働きかけることの重要性を読む者に再認識させ、そのためのバックボーンとしての学術研究の価値を改めて示している。

しかしながらその一方で、同学会紀要における「特集テーマ論文」欄の廃止は、同紀要創刊号で提示された学術研究領域としての教育制度学の固有性を学会の総力を挙げて問うための「明示的な共通の場」を背後に退かせる可能性も同時に有するのではなかろうか。今日でもなお、学術研究の基盤たるべき概念を問い直し、研究方法論を探るための「共通の場」の必要性は弱まってはならず、創刊号において市川昭午が提示した批判に対する総括的な回答もまだ提示されていないように思われる。

今後、日本教育制度学会では、『教育改革への提言集』をさらに発展させ、一連の『教育改革事典』、『教育制度用語事典』、『教育制度研究事典』の編纂が計画されている。この一連の企画に強く期待するとともに、一会員として積極的に関与することを筆者自身の課題としたい。

6. ソーシャル・キャピタル論と教育制度学研究の可能性—まとめにかえて

葉養正明は「義務教育制度改革論の文脈と課題」（紀要第12号所収）において、教育制度学においては「教育権論や学習権論の隆盛と沈静化」のプロセスがみられると指摘し、その「隆盛」の背後には、かつての「国家教育権説と教師教育権

説との対峙の構造」があり、1980年代中葉からいじめや校内暴力の激増を契機とした教育改革が大きく進展したことを受けて「社会学主義や心理学主義が台頭し、教育権論は教育制度研究の中核的位置から次第に退いていった」と指摘している。確かに、葉養の指摘の通り、かつて教育制度学の中核として議論された教育権論は、学会紀要上においてもその中心性を失ってきている。

しかし、次の葉養の指摘は、教育権をめぐる今後の教育制度学研究の新たな可能性を拓くものとして注目に値しよう。葉養は、「教育政策の形成や決定過程に、多様なステイクホルダーが出現する」今日、「そもそも『教育とは誰のものか』という問い」が改めて問われなくてはならないとみなし、「開かれた学校作り」を典型とする多様な学校参画が、「社会的ネットワークや相互作用の規範、それらから生み出される信頼感など」を意味する「ソーシャル・キャピタル」を豊かにする試みとして可能性をもつと指摘している。

ここで二宮皓が「時間と場所というキー概念で子供を囲い込むような近代の学校観」の通用しない今日、学校は学習者に「居場所」を提供し、一人ひとりの「自尊感情」を充足させる必要があると指摘し（「生涯学習時代の学校制度のあり方—学校の役割と学校観の再考—」紀要2号所収）、窪田眞二がイギリスにおける学校選択と学校経営参加との表裏一体的・循環的關係を明らかにしていた（「学校選択の自由と義務教育法制—比較教育の観点から—」紀要第3号所収）ことを改めて想起したい。

多様な主体がステイクホルダーとして学校に参加・参画する今日にあって、葉養・二宮・窪田の描く学校像に通底して示されるが共通項は、けっして偶然の産物ではないだろう。葉養が指摘するように、国家教育権説と教師教育権説とが突出していたことによって、かつて「失われた環」であった子どもの学習権（とその保障）は、多様なステイクホルダーを得た今日の教育制度設計の基盤たる理念として再び注目されつつある。その際、その議論を深める触媒として、ソーシャル・キャピタル論が教育制度学研究に対して重要な示唆を与え得るのではなかろうか。二宮が求める自尊感情は豊かなソーシャル・キャピタルの下でのみ醸成が可能であり、現在急速な拡大をみせる選択原理に依拠する学校は、窪田の指摘する通り新たなソーシャル・キャピタルを形成する可能性を有する。このような視座に立って制度設計を試みるとき、江幡（紀要第3号）が鋭く指摘した選択の「虚偽性・幻想性」を超克した教育制度論構築への道が拓かれるように思われる。